

大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会
第3回ワーキング会議 議事録

日 時 : 令和5年6月13日(火) 午前10時から正午まで
会 場 : 大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室
出席委員 : 三田座長、井上副座長、芦田委員、小澤委員、酒井京子委員、
西委員、長谷川委員、星沢委員、溝上委員、山内委員

司会(障がい福祉課 和田係長) <開会、出席者紹介等>

- ・ 三田座長が少し遅れて来られるとのことですので、最初に第2回ワーキング会議の議論を踏まえた修正点につきまして、事務局よりご説明させていただきます。

三浦障がい福祉課長

<第1部及び第2部第1章・第2章の修正点(資料1～3) 説明>

- ・ 前回までのワーキング会議におきましてご審議いただきました、次期計画の第一部及び第二部の第1章第2章の修正点につきましてご説明させていただきます。
- ・ 資料1の9ページ、前回ワーキングで難病に関する記載が少ないのではないかとご指摘をいただき、委員の方々から、計画の対象に含まれていることを明記すればよいのではないかとのご助言をいただいたことに基づきまして、9ページの「3 計画の対象」に、この定義には難病等に起因する障がいも含まれます、という形で、当初の事務局案では脚注に記載していた、障害者基本法に基づく記載を、本文に変更する修正を加えました。
- ・ 資料2の第1章、2ページの障がい理解に関する周知啓発について、身体障がいや知的障がいに関する理解もまだまだ不十分な状況にあるというご意見を踏まえまして、両障がいに関する記載を追記いたしました。これまで身体障がいや知的障がいをはじめ、様々な障がいに関する理解促進に取り組んできましたが、まだ十分に理解が進んでいるとは言えません、という形で追加をしております。
- ・ また、そのあとの精神障がいに関する記載の部分につきまして、現行計画と同じ表現になっておりましたところ、この間の取組を踏まえて、大阪市の考え方や方向性について記載する方がよいのではないかとのご指摘をいただき、文言修正をしております。
- ・ 令和3年2月からの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組として、協議の場の設置や重層的な連携による支援体制づくり、精神障がいに関する普及啓発等について記載をさせていただきました。
- ・ 続きまして、同じ「現状と課題」の3ページの最後の差別解消に向けた周知啓発につきまして、連携する関係機関について、表現がわかりにくいこと、また、福祉部局だけでなく、人々の暮らしに関わる部局全体で認識を持って取り組んでいくことが重要であるとのことご指摘をいただきました。

- この点につきまして、一つセンテンスを追加させていただきまして、暮らしの基本となる、居住環境に関わる部署としまして、住宅部局との連携強化を挙げるとともに、それぞれの部局が障がい理解に基づく施策を実施することにつきまして、改めて記載を追加しております。
- 続きまして6ページ、施策の方向性の（１）啓発広報の推進の「ア 啓発・研修の充実」の項目の二つ目の記載事項にあります、啓発活動に関しまして、現在地域の活動の中心として地域活動協議会があるとのこと指摘をいただきまして、地域活動協議会を追加させていただきました。
- その次の記載事項ですが、障がい者差別解消法におきまして、事業者の合理的配慮が義務化されることを受けまして、具体的な取組に関する記載がないのではとのこと指摘をいただきましたので、事項を新たに追加し、事業者への周知啓発に取り組むことを記載しております。またあわせて、相談窓口の周知につきましても記載をしております。
- 続きまして「２ 情報コミュニケーション」の項目の修正点でございます。11ページ以降の部分ですが、この項目につきましては、まず、施策の方向性に関する修正部分からご説明をさせていただきます。
- 13ページの施策の方向性の（１）わかりやすい情報発信の「ア 多様な情報提供」の項目の二つ目にあります大阪市ホームページに関する記載につきまして、前回の事務局案ではウェブアクセシビリティ方針に関する記載がございました。この点につきまして、担当に確認しましたところ、この方針は、本市ホームページが JIS 規格に基づき試験を実施し適合レベルに準拠しているということを確認している内容が示されているだけのものであり、具体的な内容を示しているものではないことを踏まえまして、今回、文言修正をさせていただきました。
- ホームページの作成におきましては、本市ではアクセシビリティガイドラインに基づいて作成をしておりますが、こちらは内規であり、この場でお示しすることは難しい資料と確認しておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。
- 続きまして、次の記載事項ですが、福祉のあらしを普段の支援でもご活用いただいているとのこと意見をいただきまして、計画上に記載できていなかった「福祉のあらし」について改めて記載させていただくとともに、わかりやすい情報発信に取り組む点について記載させていただきました。
- 続きます項目では、同じく福祉のあらしの内容を掲載しております、知的障がいのある人に対してのやさしい日本語で書いたハートフルガイドにつきましても追加しております。
- 続きまして、14ページ（２）意思疎通・情報へのアクセスの支援の項目の「イ 環境の整備」につきましては、情報通信機器の利用に関する表現に一部重複があるとの指摘をいただき、機器の使用方法等について学ぶ機会の確保や、講座の開催等に係る周知について整理して記載をさせていただきました。

- ・ この部分に関しまして、前回案では、情報バリアフリーの推進の必要性の観点につきましても記載しておりましたので、今回の文言整理に伴いまして、その内容につきましては 11 ページに移動をさせていただいております。
- ・ 11 ページは、現状と課題について記載をしている部分でございまして、資料の下から 2 段落目になりますが、デジタル技術の革新が進む中、新たな情報格差を生まないよう、障がいのある人の情報通信機器の円滑な利用を進めることについて、新たに追加をしております。
- ・ また、この点につきましては、デジタルデバйд解消に向けた取組についてもご意見いただいたところでございます。デジタルデバйдとは、ICT の活用期間や活用能力の有無によって生じる格差のことを指しておりまして、本市におきましては、こういった格差を解消する取組は、デジタル統括室が中心となっております。現時点におきましては、区役所などで行われているスマホ教室など、各所属において実施されている取組を集約するところから始めている段階とのこととございました。
- ・ 大阪市としまして、今後行政の D X 化を推進する方針であり様々な取組を進めていくこととなりますので、そういった格差の解消についてもあわせて取り組む必要があると考えているところでございます。
- ・ 続きまして、資料 3 の第 2 章の修正点の説明に移らせていただきます。こちらも前回ワーキングでいただいたご意見を踏まえた修正を中心にご説明をさせていただきます。
- ・ 資料 2 ページの中ほどにあります、「1 権利擁護・相談支援」の現状と課題の指定相談支援事業所に関する記載につきまして、前回の事務局案では、この部分に、サービスの新規利用者数の伸びについて記載をしておりましたが、ワーキング後に委員の方から、相談支援事業所における事業運営の困難さが分かりづらい表現となっているのではとのご指摘をいただきました。
- ・ そのため、相談支援事業所の運営に関する表現につきましては、現行計画の表現をベースとした内容に修正させていただき、利用者数の伸びに関する表現は文末に移動させて、相談支援の必要性の高まりの一因として追加させていただく形に修正しております。
- ・ 続きまして、12 ページの施策の方向性の「カ 精神科病院における精神障がい者虐待への対応」の項目でございます。前回のワーキングにおきまして、精神科病院における虐待対応について、未然防止を含め、病院における療養環境の実態に目を向けた実地指導の実施等についてご意見をいただいたことを受けまして、文言修正を行っております。
- ・ 具体的には、職員への啓発や、療養環境の向上に向けた取組を追記するとともに、資料 13 ページに続く部分ですが、緊急性が高い場合等における予告期間なしで行う実地指導について追加をさせていただいております。
- ・ 続きまして、14 ページ以降の「2 生活支援」の部分でございます。資料 15 ページの二つの段落について、修正を行っております。
- ・ 一つ目は、共生型サービスに関する記載につきまして、前回案では平成 26 年のモデル

事業の記載などが残っておりまして、情報が古い部分がございましたので、事務局におきまして、改めて時点修正を行っております。

- ・ 続きまして、強度行動障がいなど、重度障がいのある人への支援に関しまして、新たに追加をさせていただいている部分でございます。地域のサービス提供事業者において適切かつ専門的な支援を行うことができるよう、スキルアップの仕組みづくりを行う必要性について、その方向性を記載させていただいております。
- ・ こちらは前回のワーキングにおきまして、強度行動障がいのある人に対するグループホームの整備に関しまして、ハード面のみでなく、職員の支援体制を、地域を含めたチームで取り組んでいく必要性が国においても示されているといったことについてご指摘をいただきましたので、その点を反映させていただいたものです。
- ・ 続きまして、20 ページの施策の方向性に記載しております、(3) の日中活動系サービス等の充実の項目でございます。こちらの記載事項の三つ目に、就労系サービスに関する記載をしております。
- ・ 利用者の希望を踏まえた事業運営や支援の質の向上または適正化に関しまして、就労継続支援A型の記載事項として表現していた部分ですが、こちらの内容につきまして、A型に限らない課題としてまとめる方が適當ではないかとのご意見をいただきましたことを踏まえまして、21 ページに続くところでございますが、記載内容を整理させていただいております。
- ・ 続きまして、資料 21 ページに続く記載事項のアセスメントに基づく就労支援に関しましては、新しく創設されます就労選択支援に係る記載を追加させていただきました。
- ・ 第2回ワーキングでいただいたご意見の反映につきましての説明は以上となります。

井上委員

- ・ 三つの資料で、前回と前々回にご意見をいただいた部分を含めて修正案が提案されていきますが、改めてご質問、ご意見よろしいですか。

星沢委員

- ・ 第1部の10ページの「4 計画の基本理念・基本方針」の中で、2と3のところに「可能な限り」と冒頭にありますが、いつまで「可能な限り」をこの文書に載せておくのですか。
- ・ 計画なので、可能な限りという文言がこのままずっと載っているのはおかしい。努力義務というような感じがして、そこがどうしてもひっかかります。

井上委員

- ・ 今の意見についてどうですか。

三浦障がい福祉課長

- ・ この表現については、国の示している方針を記載させていただいている内容となっておりまして、大阪市として記載させていただいている内容ではないということでご了承いただきたいと思います。

星沢委員

- ・ 大阪市には聴覚障がい者が1万人以上います。国が示しているものを、そのまま記載するという問題ではない。聴覚障がい者は毎日の生活などで、いろんな苦労がある。「可能な限り」でいい加減な対応では困ります。もう少し考えて欲しい。

井上委員

- ・ そのための施策の議論もあるので、その中でもうちょっと具体的なところを言っていただくということで、表現の趣旨についてはよろしいですか。他、よろしいですか。

山内委員

- ・ 資料1の14ページ、生活支援のための地域づくりの4つ目に「区よりもさらに身近な地域」とありますが、どんな地域をイメージされているのですか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 一番小さい単位で言いますと、小学校区をイメージでさせていただいているところです。

井上委員

- ・ 「小学校区」と入れたほうがいいということですか。

山内委員

- ・ 具体的には、今日議論していく就労や、特に教育では、学校と地域がどう繋がっていくか、どう戦略的に展開して具体的な施策にしていくかが、ここではすごく関わってくるので、どう考えているのかと思いました。それは、具体的な施策の中でまだ意見を言わせてもらおうと思います。

井上委員

- ・ 一時は大阪市を4区にするという動きもあったりして、何をもって地域と言うのかもかなり議論されている中ですので、おそらくそこを限定的にここに組み入れるっていうのは難しいということですかね。

三浦障がい福祉課長

- ・ この記載は、地域で行われている見守り活動や災害などの緊急時の助け合いの活動を、どのように進めていくかという内容となっております。区を中心に、それぞれ区よりも小さい単位で、小学校区単位でありますとか、町会の活動として行われているようなものを表現させていただいている部分ですので、その他の就労支援の活動を、この部分で示しているものではないと考えております。
- ・ 町会や身近な住民同士の助け合い活動として行われている活動については、区よりもさらに身近な単位である小学校区などでの取組として行われているという表現をさせていただいているとご理解いただければと思いますが、いかがでしょうか。

井上委員

- ・ 具体的にどういうイメージで受けとめられるか、ということがあるので、もう少しわかりやすくして欲しいというようなご意見かなと思います。また意見等あれば、事務局に連絡していただくということで、とりあえずここまでの資料変更等についてはよろしいですか。

三田座長

- ・ では議題 1 の次期計画第 2 部第 3 章 地域生活移行のためについて事務局からご説明をお願いします。

三浦障がい福祉課長

<資料 4 次期計画「第 2 部 第 3 章 地域生活への移行のために」について 説明>

三田座長

- ・ 事務局からひと通り説明していただきました。ご質問やご意見ありましたらどうぞご自由をお願いします。
- ・ 私からまず一つ。9 ページの「ア 入所施設と相談支援事業者の連携の強化」というところですが、「地域移行を希望する人」との記載を入れていただいたと思うのですが、これは多分何年か前に消したんです。
- ・ 本人が希望する・希望しないという前に、意欲をなくしたり諦めたり、或いは本人に出たいかと聞いたときに「うん」と言わないから、そのまま施設にいてもらっているというのが圧倒的な入所施設側の発言ですので、書きぶりを考えていただきたい。「希望する」という表現を復活させるのは私的には少し複雑な思いがありますが、他の方はいかがでしょうか。
- ・ あと、資料 4 の 16 ページですが、「ア 精神科病院入院者への支援」の三つ目のところで、新たな長期入院者を増加させないよう、可能な限り入院早期から関係部署と連携しながら働きかけを行いというところの、この関係部署がどこなのかということと、これ

が今本当に機能しているのか、どんな手だてを今まで打ってきたのかということがちょっと見えない。書いているだけで、やっていますという感じを出しているのだとすれば、それは違うかなと思います。

- ・ 各区の様子を見ても、担当者によってばらつきがあり、とりあえず施設や病院に入ってもらおうといった考えの担当者も少なからずいらっしゃいますし、地域移行の意義を担当の方がどこまで分かっていらっしゃるかっていうことと、今まで入院早期から、どこの関係部署がどう動いてきたかっていうことをご説明いただきたい。

三浦障がい福祉課長

- ・ 施設入所者への地域移行の部分で、地域移行を希望する人という表現が復活しているのご指摘いただきました。今回の計画を策定するにあたっては、この間のご議論も踏まえまして、ご本人の意図ということではなく、まずご本人がそういった気持ちになるように働きかけをしていくことが重要ということで、意識して記載内容について修正してきたつもりですが、まだ漏れがあったとのご指摘をいただきましたので、改めて見直しをさせていただいて、表現についても修正させていただきたいと思います。

長尾副主幹

- ・ 新たな長期入院者を増加させないような取組に関してですが、確かに三田座長がおっしゃったように、区によってばらつきがあるという面もあるかとは思いますが、例えば具体的な関係部署としましては、入院先のソーシャルワーカーであったり、入院前に地域で生活しておられた時に支援を受けておられた方であれば、事業所や基幹相談支援センターですとか、そういったところと各区の精神保健福祉相談員も連携して取組を行ってきたところだと思います。
- ・ もちろん不十分な部分もあったかと思うので、そこは引き続き、こころの健康センターとしても、支援者への研修ですとか、区の相談員への技術支援などを通して、こういった取組をより一層進めていかないといけないと考えております。

芦田委員

- ・ 地域移行について、精神の部分もかなり拡大していろいろと書いていただけていますが、誰が地域移行を支援するのかっていうところで、地域に相談支援事業所があっても、地域移行支援をしている指定相談支援事業所は、ほぼないと認識していただいていると思います。
- ・ 精神科病院からの地域移行では、地域活動支援センターの生活支援型と若干の指定事業所、身体障がいや知的障がいの入所施設からの地域移行では、基幹相談支援センターの中でもCIL系ぐらいで、ほぼ地域移行を支援しているところがないというのが現状だと思ってほしいです。

- そのような状況で、地域移行が大事だっていうことを、高々といろいろ書いていただいていて、それはそれでとてもいいことですけれど、誰がするのかというところ、三田座長が言われたところもそうですが、誰が一体するのかっていうところが入口として非常に重要なところかなと思います。
- 支援する人がいないのに、中身をいっぱい書いていただいているという状況。地域移行をする事業所や人をどのように増やしていくのが大切なところかなと思います。そこが抜け落ちているのかなと思います。大阪市もそこが大事だと思ってもらっているところ、ものすごく大事な点だと思っているのですが。
- それから、計画の中で、施設をどのようにとらえていくのか、ずっと従来通りのとらえ方でよいのか。権利条約の総括所見において、施設ということに対しては色々な意見をもらっている中で、日本は、それから大阪市は、これから施設をどのようにとらえて、地域移行をしていくのか。そもそもの施設のとらえ方というのも、総括所見の意見も踏まえながら考えていく時期ではないだろうかと思います。
- 大阪府の方では、地域における障がい者支援施設に求められる機能について、集中支援機能としての一定期間の受け入れ、それから環境も含めて地域での生活が難しい方に対する生活支援機能、施設での生活もやむを得ないが、施設の環境を良くしていきましょうというような機能、それから緊急時に対応する緊急時生活支援機という3機能に分けていこうと言っている。方向転換するということで機能分化を高々と大阪府の方は上げている。
- 大阪市では、従来通りの施設のあり方の中で、どのように地域移行を進めていくべきかというような書きぶりなので、そこを少し、今回改めていくということについて、根底からの話になるかもしれませんが、どのようにとらえられているのでしょうか。
- それから、18 ページの（3）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、カッコの中の、地域で安心して暮らし続けられるようというのは、地域包括ケアシステムの構築ということなので、「精神障がい者が」というように捉えられがちです。国の要綱では、「誰もが」と、主語を明確に書いていますので、ここは単に精神障がい者だけではなく、「誰もが」という用語を入れていただければいいかなと思います。

三田座長

- 何かコメントなど、いかがでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- 先ほどご指摘いただきました、大阪府の施設のあり方の方向性のところにつきましては、大阪市の中でも一定議論をさせていただきました。今回の計画の部分でも、先ほどご説明させていただきました通り、今後の地域移行を考えるにあたっては、その裏表の関係で、今後の入所施設がどのような機能を果たしていくのかということが、非常に重要な

議論になると思っております、そこにつきましても、大阪市としてきっちりと取り組んでいかないといけない課題として今回の計画にも記載させていただいたつもりでございます。

- ただ、その辺りをどこまでの書き込むかというところで大変迷ったところでして、大阪府が掲げておられるような三つの機能に、今後の方向性のあり方としては集約をされていくのかな、とは感じつつも、この辺りにつきましても、現に今、現場で利用者を支援されている入所施設と一緒に考えていきたいというところに、大阪市としては、主軸を置きたいと考えております、具体的な機能としては、大阪府のものも見据えつつ、施設としてどのように考えておられるのかというところを、施設としっかりと話をしていく中で、機能のあり方について浮き彫りにしていくというようなことを通じてかたち作っていききたいという思いがございます。今回は大阪府の書いておられるような具体的な中身までには一旦踏み込まずに、しっかりと施設とそこを議論していきたいと考えています。
- これまで施設で行ってこられた支援の中身の振り返りももちろんありますでしょうし、そういったことを踏まえて、今後地域移行を進める中で、施設がどのように地域に根づいて、どのような機能を果たしていくのかという辺りについて、施設の方の思いも聞きながら、大阪市の施策として、それを踏まえてどのような仕組みとしていくのかということを、一緒に考えていきたいという思いで、今回は表現としてはこの程度にとどめさせていただいたという経過がございます。
- この点につきましても、いろいろとご意見を持っていただけるものと思っていますので、そういったこともご議論いただきながら、計画として、どのようなまとめをさせていただくのが適当なのかというところも、またご意見としていただきたいと思いますと思っております。

芦田委員

- 大阪市は加齢児問題でも全国的に出遅れていました。国からもせつつかれて、やっとどうにか解消してきたと思いますが、やはり施設の問題に対して、もう少し積極的に、考えていきますというだけではなく、考えていくなら、検討委員会のようなものを作っていくというようなことをしていかないと、あっという間に3年間経ってしまっって、同じような内容になるという懸念もあります。加齢児問題のように、大阪市だけが残っているような問題が起こらないように是非していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

井上委員

- 地域移行の問題というのは、随分ここでも議論をして、この計画で何%とかというようなことを一生懸命言うけども、一体この計画の責任はどこが持っているのかっていうところのスタンスが見えない。

- ・ 相談支援事業所に任せますとか、施設側の対応に任せますとか、それはそれで整理されていくのは大事だと思いますが、本当に、区の障がい福祉担当が、この計画に基づいて、もっと地域移行を進めていくために本気で取り組もうとして、本人や家族も含めて対応できているのか。そこのところの責任の曖昧さがすごくあって、利用者側もどこに相談したらいいか分からない。そこのところの位置付けの明確化が必要。
- ・ もう一つは、待機者が何名いるかということはどっちでもいいですが、ここでずっと課題にしてきたことは、一つは、ロングショートのような状況について、具体的にどう対応していくのか、地域移行とともに、そこのところに取り組まないと、予備軍をどんどん作っていくだけの話ではないかと、議論をしてきた経過がある。
- ・ もう一つは、資料4の6ページに入所施設の所在地に関する調査結果があるが、市外府外の入所施設にいる人たちの地域移行をどのように進めるのかということについて、ずっと保留したままにしている。本気で、この計画の責任は市ですと明確にした上で、区の窓口も、相談があったときに積極的に関わって、行政としてこの計画に基づいてどのように進めていくのかということで、地域自立支援協議会を開催するとか。この計画の推進の責任がどこにあるのかが曖昧な表現になっているところがすごく気になるし、保留されている問題について、全然今回記載されていないところは、ちょっと解せない。
- ・ 残念ながら待機というふうなことで、どうしようもなくなったら府外に行くという状況は今でも変わってない。そこのところを本気でどう取り組むかということ、計画の中にきちんと盛り込んでほしい。

三田座長

- ・ 意見ということでもいいですかね。

井上委員

- ・ 大阪市として、障がい福祉課や、こころの健康センターなどが具体的に責任を持って進めていく課題なんだというところを明記すべきではないかと思う。

長谷川委員

- ・ 親の気持ちという面から、この調査結果を見ますと、地域移行の大きな障壁が、家族の理解であるところがすごく難しい。なかなか家族の理解を得られないとの回答や、施設を出て生活することに関する家族の理解について、わからないと答えている方が、半数以上におよんでいるという結果がありました。
- ・ 親は、入所施設に入ったら先々のことも安心というところがあり、本人と親の意向が相反したりします。これだけ地域移行を課題に挙げていただいている割に、家族への支援は一つしかなく、地域生活への移行やその不安を軽減するための情報提供に取り組まず、だけになっています。これだけを読んでも、親御さんは、何をしてくれるのだろう

かと漠然と思うだけです、できれば親御さんが本当に安心できるような、本人も親も、ともに安心できる具体的な計画というか、これだったら地域移行してみてもいいかと、前向きになるような支援といったものを、もう少し工夫して項目に記載していただきたいと思います。

三田座長

- ・ 精神科病院からの地域移行のことについてもきちんと書いていただきましたし、これだけ地域移行のことにページを割いていただいたことはすごく評価したいと思いますし、先ほど言われたように入所施設等とどっぷりと向き合って話し合ってくださいということも一応評価したいと思います。
- ・ ただ、私はもう諦めておりまして、それをずっと期待しながらやってきました。だからはっきりと書かなければ分からないというところが結構あるのかなと思います。ロードマップを見せて欲しい。どうやって施設とやっていくのか。
- ・ 基幹相談支援センターがその所々で地域移行に重要な役割を果たすという認識をお持ちなのか。ノウハウやその意義がわかっているかということについて不安に思っています。それも含めて、どうやって市全体でこの地域移行に取り組んでいくかっていうところを、具体的には計画には入れられないかもしれないけれども、見えるような形がどこか必要だと思います。
- ・ 地域移行支援は1個の国が挙げたサービスではなくて、人権問題だということを出してもらわないと、本気でやる気があるのかと思ってしまいます。例えば、13ページの入院中の精神障がい者の～というところで、大和川病院事件と書かれていますが、全国で大阪府だけが、不要な入院は人権侵害だと宣言を出しているんです。大和川の後に。それが、なぜか知的障がいの方では出ていないのですが、不要な入所入院は権利侵害だという姿勢を、どこかで出してもらいたい。
- ・ もう一つは、養護者である親の負担だけに頼って今まできているから、それが限界になったり、施設や病院へ入ることになってしまうんだという、すごくシンプルなことを書かないと、親は最後まで頑張ってしまうし、入れたことを後悔するし、不幸のスパイラルみたいなのをどうにかしなければいけないという思いが、多分、私だけではなく、皆さんの中にあると思います。
- ・ 言うべきことは、さらっとじゃなくてバシッと行ってほしい、やっぱり権利の問題だということです。入所施設に入る方がおられますって書いてありますが、「不要な入所を生み出さないために」とか、それぐらい書いていただかないと、施設の方が安泰だし、権利侵害が中で行われていたって出てこないと思います。
- ・ 本人の意思で、出ることを希望してないからって言われて、何十年経つんだと。鍵がかけられた、真夏でもクーラーのない、においのある施設に、集団で入れ込まれているのは、福祉のサービスだと思っていないです。

- ・ 大阪市にはそういうところはない、とは言わせませんという感じです。それを理解した上で、基幹相談支援センターやいろんな関係機関が、どのように支援していくのかを、やっぱり見せていただかないと、3年後また同じ議論になりますし、またどんどん入所者の入所期間が長くなっていくと感じます。
- ・ これだけのことを書いていただいたのは、すごい大阪市がやる気だということはとても感謝します。ただ何か、期待してしまっているのもう一步と思っている、という感じです。
- ・ 入らなくて済むような地域を作るってことですよね。入所施設に頼らなくてもいいような、ということを書いていたいただきたいんですが、そう書くとなかなか大変かなとも思いつつという感じです。

三田座長

- ・ 結局、グループホームだったらいいわけではなくて、要するに権利が守られているかというところでは、同じような見方も出てくると思うので、やっぱりそういう点が見えるところがあってもいいかなと思います。

芦田委員

- ・ 令和6年度からは精神保健福祉法の改正で、入院者訪問支援事業が始まります。大阪府、大阪市、堺市は一体化して取り組むということで、方向性も決まっていますが、計画に書かれていないので入れていただければと思います。

長尾副主幹

- ・ 芦田委員からご指摘いただきました入院者訪問支援事業については、記載する方向で検討させていただきます。

三田座長

- ・ 13ページのはじめに、やわらかくは記載されていますよね。

芦田委員

- ・ 13ページの最初に歴史的なことを書いていただいています。最近、神出病院での事件がありました。神出病院は兵庫県にある病院ですが、大阪市の人も入院していた確認されています。大阪府内でも阪本病院のことがありますし、大和川病院のことだけではなく、最近も人権侵害に関わる事件があること記載していただきたい。

長尾副主幹

- ・ 今ご指摘いただいた部分につきましても、文章の見直しを検討したいと思います。

井上委員

- もう1点だけよろしいですか。障がい福祉サービスの支給決定をしているのは、市ですので、市が、どういう形でこの計画を進めるのかについてスタンスを明確にしておいてもらいたい。区の担当窓口が、施設入所の支給決定をすれば、入所につながる。支給決定する際に、他府県の施設まで入所調整していくような支給決定のあり方は、どうか。計画実施の責任はやっぱり市にある。
- だから、本気で地域移行の問題について担当部局も対応していくというような、障がい福祉の部局が責任を持って、障がい者に対する合理的配慮について理解を深めるよう、他の部局にも調整させるような仕組みに、行政がなっていないと、計画ができて各担当の部局は知らないというように、なるのだろうと思う。
- このあたりについて、この計画づくりの段階で、私ずっと非常に懸念を持っているところです。是非、権利侵害という問題とともに、どこが責任を持って計画を進めていくのかについて明確にしていくことが必要ではないかと思います。

三浦障がい福祉課長

- 先程のホームページのことは担当部局と話をさせていただいて、引き続き見やすいホームページの作成に向けて、話し合いもしていくと調整をさせていただきました。この間のワーキングにおいて、この計画をどのように全市的なものにしていくのかという課題認識について、ご意見を承っているという認識はしておりまして、この計画策定に向けて、実際にいろいろと担当部署とのやりとりを始めている部分もございます。
- これは、この計画策定のタイミングだけではなく、引き続きこの3年間、具体的な中身を進めていくきっかけとして捉えつつ、継続して行っていくことを意識して進めていきたいと思いながら計画の作成をさせていただいています。
- ご指摘いただいています地域移行の進め方につきましても、まず責任の主体として中心的に取り組んでいくのは福祉局であると思っています。その取組をどのように区に伝えていくのかにつきましては、この間、区の方に、地域移行を意識して取り組んでいただくという視点は、少なかったかなと思っています。どのように局と区が連携していくのかということもございますし、ご意見いただきました相談支援事業所の地域移行の取組も、確かにサービスとしてはあるものの、実際機能していないという部分を、どうしていくかということも大きな課題であると思っておりますし、家族の方の支援につきましても、取組内容を他に何か書けないのかなというところも、事務局としても頭を悩ませたところです。
- どのような支援をしていくことができるのかということにつきましても、またご意見をいただきながら、取り組んでいくべき内容も踏まえて反映をさせていきたいと思っております。

- ・ いただいたご意見を、どのような形で今回の計画の文言として具体的に記載していけるかというところは、いろいろとハードルや課題もあると思いますが、この計画策定をきっかけとして3年間の取組として、これから具体的に計画もしながら取り組んでいきたいと思っております。
- ・ 計画の文言につきましても、まずはその部分をどうしていくのかということと、計画策定後の今後の取組というところにつきましても、引き続きご意見いただきながら取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ具体的に、こんなことができないかということがありましたら、ご意見をいただければと思いますし、いろいろとご指摘もいただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

三田座長

- ・ それでは続きまして、第4章 地域で学び・働くために について事務局から説明をお願いします。

三浦障がい福祉課長

＜資料5 次期計画「第2部 第4章 地域で学び・働くために」について 説明＞

三田座長

- ・ ご質問やご意見ありましたら、どなたからでもお願いします。

酒井委員

- ・ 資料5の12ページ「2就業」の現状と課題で、三つ目の段落に、就労定着支援事業の充実と書かれていますが、何の充実を課題と考えておられるのか少し曖昧だと思っています。就労移行支援事業所の数に対して、就労定着支援事業の数は半分程度であり、おそらく就労移行支援から一般就労した人への支援をとということであれば、就労定着支援事業者はもっと増えていかないといけないと思います。そういう意味では、数の充実と言えるのですが、一方で、支援の質の面で、就労定着支援事業はまだ上手くいっていない状況です。
- ・ そのあとに、就業・生活支援センターとの連携強化について書かれていますが、現状は3年半経った時点で就業・生活支援センターに丸投げする就労定着支援事業者がすごく多い。期間が来たら全部振ってしまうような状況で、本来は3年半の間にきちんと企業に働きかけて、企業がきちんと雇用管理できるようにする役割が、就労定着支援事業者にはあると思うのですが、月1回ご用聞きのように会社に行っているだけのような事業者が多い、というように見受けられます。ですので、ここの充実というところは、例えば質と量の両面の充実というようにしていただければと思います。
- ・ また、資料5の16、17ページの施策の方向性について、16ページの上には本市におけ

る全庁的な取組を行うと書いてあるのですが、17 ページの一つ目の段落の、大阪市における障がいのある人の職員採用のところは、市長部局において、と書かれている。

- ・ 実際、障がい者は、市長部局だけではなく、水道局や消防局や市会や教育委員会など、様々な部局で雇用されていると思いますが、ここに市長部局だけしか書いてないのが不自然だと受け取りました。そのあとに4%という具体的な数字があるため市長部局だけになっているのかもしれませんが、全庁挙げてということであれば、ここは市長部局等にしていただければと思いますし、どこの自治体も教育委員会についてはなかなか雇用が進まないという現状もありますので、そこも強化に努めるといったような一文書いていただけると、なお良いかなと思います。

三田座長

- ・ いかがでしょうか。

福原障がい支援課長

- ・ 1 点目にご指摘いただきました、就労定着支援の質の部分につきまして、文言上は充実という形で書かせていただきましたが、就労定着支援事業所が就労系のサービス事業所の数に比して伸びていないのは、委員ご指摘の通りでして、繋ぎの部分であったり、連携の部分、また定着支援事業所の機能・役割の部分十分ではないとのご指摘は、我々も認識しているところですので、ご指摘のあった通り、この役割の部分、質・量の部分については、事業所への働きかけも含めて、必要であれば制度の見直しも含めて、働きかけていくという趣旨で、文言の加筆等をさせていただきたいと思います。

三浦障がい福祉課長

- ・ あわせてご指摘いただきました、職員採用の部分ですが、ご指摘いただきましたように市長部局のみの記載になっておりまして、こちらは、市長部局につきましては法定雇用率を達成しているという流れで書かせていただいておりますが、あわせてご指摘いただきましたように、教育委員会の部分では達成していないという現状もございますし、他の部局の部分も合わせた表現を検討させていただきたいと思います。

三田座長

- ・ 他にいかがでしょうか。

溝上委員

- ・ どこに入れるべきかは分らないのですが、エルムおおさかで、切れ目のない支援のためにツールを作るというモデル事業が行われていまして、大阪市は、支援学校の高等部から運営する教育機関はないので、小学校高学年とか高校生とか就労にも役立つような

ツールを作ってホームページなどに掲載して利用してください、ということを行ってきていると思いますので、そういうところを書いていただけたらと思います。

三田座長

- ・ 取り組んでいることを書いたほうがいいんじゃないかというご意見ですね。いかがでしょうか。

発達障がい者支援室松岡課長

- ・ 溝上委員からご紹介いただきましたサポートブックですが、各ライフステージに応じて、一貫して切れ目のない支援を行っていきこうという目的で、各年齢に応じて就学前から大人までということで、作成しております。
- ・ 本のような形で、ダウンロードを自由にしていただく形になっております。ライフステージが変わるごとに本人の特性を一から説明しなくても良いように、見せてわかる、共通理解を迅速に行うといったことを目的に作成しておりますので、円滑な連携に向けた一つの強力なツールということで広めていきたいと思っております。
- ・ 計画のところを文言として追記できないかということに関しましては検討させていただきたいと思います。

井上委員

- ・ 教育関係について、基本的な方向性として、インクルーシブ教育をめざすという流れは、これまでも進めてこられたとあるのですが、3ページの「通学等をしていて思うこと」の中からも、一緒の場には行けるけど、合理的配慮が本当に行われているのか、とい課題がうかがえる。設備の問題だけではなく、具体的な支援の中身をいろいろ要望しても、学校長と話しても、通じない。私ども障連協として教育委員会に要望したら、現場から聞いていません、みたいな話になっている。
- ・ そういう要望に対して、どのような支援をしていくのかという仕組みについてもっと強化していく、というようなことを明確にしておかないと、基本的な方向は、この流れで行きました、でも、例えば、普通学級に行ったけれどもいろいろあって、どうしてもこの子は特別支援学校に行かせたいという要望があっても、校長先生に相談したら、そんなに簡単に結論出さずにみたいな話になって、全然納得できないのに対応が放置されるといったようなことが起こりかねない。
- ・ 特に支援学校の問題になると、府教委との関係もあって、相談対応が、全部学校長に任せになっているとなかなか進まない部分があるのかなと思うので、教育委員会との連携と書くこと。市部局はそう思っているけど、現場はそうになってないというギャップをどう埋めていくのかというところを、課題として意識していただきたいと思うので、その辺のあり方も含めて、表現をもうちょっと加えていただけたらなというのが1点。

- ・ もう一つは、放課後デイサービス等については、ここでも議論になっていますが、数的にはすごく増えていますけど、中身が大丈夫なのかという事業所が非常に増えていることに対して、どう位置付けてどんな指導をしていくのかということも、必要なことではないか。他市ですけれども、死亡事故が起るようなケースも放課後デイであってマスコミでも報道されているような状況がありますので。
- ・ 数的な問題だけではなくて、質の問題をどう担保していくのかというところについて、国の報酬改定の中でも議論が出ていますので、市としても責任を持った書きぶりが必要なんじゃないかというふうに思います。
- ・ もう一つ、就労の関係で言うと、就労移行支援について、基本的な生活力への支援も必要ですので、2年間の就労移行支援だけではなく、自立訓練事業プラス就労移行支援事業というような4年間ぐらいの支援が必要ではないかという議論が、現場では結構出ているのですが、今の機能でどうなのか、ということについて、市としてはどのような評価をしておられるのか。市だけでできる話ではないとは思いますが、計画への記載としては考えていただく必要があるのではないかなと思います。

福原障がい支援課長

- ・ 放課後デイサービスの関係と、就労の関係について、お答えさせていただきます。
- ・ 委員ご指摘の通り、放課後等デイサービスは、直近で言いますと大阪市で800を超える事業所があり、年々増えているというような状況でございます。
- ・ 委員のご意見の中にもありましたように、国の方でもあり方の検討が進められておりまして、放課後等デイサービスだけではなく、児童発達支援を含めた障がい児通所支援のあり方の検討が進められてきました。
- ・ 支援の質の部分であったり、アセスメントの部分、学齢期、いわゆる思春期を迎えるような学齢期でのアセスメントであったり、ご家族の支援、きょうだい支援など、様々な観点で議論が進められていまして、アセスメントに基づいた個別支援計画をしっかりと共有した上で、適切な療育支援が行われるべきという形で、学校との連携も含めて、ガイドラインの改定が進められようとしているところもございます。
- ・ 一方で、報酬改定においては、必要な人員であったり、報酬の加算の部分の議論になっているところがございます。ご指摘の通り、様々な支援現場では、利用者さんや保護者さんから苦情をいただいているところもたくさんありますので、我々としてしましては、そういった質の部分も含めて、国の動向を注視し、国のガイドラインを遵守しながら、必要に応じて指導部局とも連携しながら、質の強化に努めていくという思いを持っています。それを、この計画でどういう形で表現させていただくかについては、場所も含めて検討をさせていただけたらと思っております。
- ・ もう一つが、就労系サービスについて、就労移行支援の2年間という期間で、次のステージに結びつくことが難しいという課題であったり、自立訓練的な支援を平行してとい

うお話をいただいたところでございます。

- 本市の評価につきましては、就労移行支援事業を利用して、その期間にサービスを受けて、次の就労にステップアップされた方、もしくは就労移行支援から、例えば就労継続支援A型やB型に移られた方の実態、数値をもっているわけではございませんので、具体的な評価は、現在できてない状況ではございます。ただ、ご指摘の通り、課題認識はしておりますので、どこまで分析できるかはありますが、今後の方向性のところについて、計画に書ける範囲で検討させていただけたらと思っております。

片山インクルーシブ教育推進担当課長

- 先ほどの井上委員からご指摘ございました連携の部分、正直申し上げまして、学校現場で起こっていることのすべてを我々が受けとめているかといえば、おっしゃる通り、なかなか届かない部分もございます。
- そういう意味では、私ども教育委員会は4ブロック化に取り組んでおりまして、できるだけ個別に見ていこうというような方向性を持って、インクルーシブ教育推進担当も各ブロックで担当指導主事が、学校としっかりと連携をとりながら、子どもたちを見守っていくというインクルーシブの方向性は間違いなく進めておるところでございます。
- その中で、例えば、校長先生任せになってないかというような部分も、おっしゃる通りでございますし、情報が上がってこなかったらわからない、というのもおっしゃる通りでございます。
- 我々としては、学校長のヒアリングをできるだけ重ねることによって、学校で困っていること、わからないこと、校長先生の中にも、特別支援教育をしっかりと本当に理解できているかが疑問である方も確かにいらっしゃいますので、そのような方をしっかりと支援できるように、我々が取り組んでいこうという方向性は間違いなく進めていこうと考えております。それを文章のどこに入れるかというのは持ち帰らせていただいて検討させていただきます。
- 例として挙げていただきました、特別支援学校への転校、転学につきましては、実は数年前までは本当にハードルが非常に高いお話でございました。もちろん、お子さんのことをしっかりと考えて転校する子がいなかったわけではございませんが、ここ数年は、学校教育法が変わりまして、しっかりと個別最適化の学びというところを重視するべきものでございますので、大阪府との協議の中で、できるだけご希望に沿った形、それはお母さんが希望しているというだけの問題ではなく、本人さんのいろんな条件、それから周りの子どもの条件など、いろんなことがあります、その辺をしっかりと加味しながら、転校につきましては、昨年度は10件程度ございましたし、逆に特別支援学校から地域の方へ帰ってくるというパターンも昨年度は数件ございましたし、そういう柔軟性を持った教育の場を提供できるという方向性はこれからも続けていきたいというふうに考えております。どこの部分でこれを表現していくかは持ち帰らせていただきます。

井上委員

- ・ 交渉しているわけではないので、計画の中で課題として、そういう認識を持ってもらって、そのことに対する取組を組み入れていただきたいな、ということでの意見ですので。

片山インクルーシブ教育推進担当課長

- ・ わかりました。ありがとうございます。

山内委員

- ・ 保育・教育の部分について、連携の部分で、地域自立支援協議会という文言が出てきていない気がします。9ページの相談支援の充実のところになるのか、実際の地域では、こども部会を作って、かなり連携を強めていますし、そこでの情報交換だったり共有だったり、支援学校のお迎えが問題になった時には調整したりなど、教育・子育て分野は教育委員会が強いので、府市の連携がうまくいかない場合に、校長・教頭先生の判断もあるんですが、支援学級も含めて、地域の中でということが多くありますので、そういう点も計画に入れていただきたい。
- ・ ただ、事業者の集まりなので、当事者であったり、子どもさんや親御さんとかの意見がちゃんと反映できるように、支援の質を担保しながら、みんなで底上げができるような活動をしていけるように、本当に横の繋がりが大事ですので、何か一つ書いていただいたら、お互いに助かるのではないかなと思ったりもします。実際に、支援学校、こども相談センター、児童発達支援センターのあるところとないところなど、区によって、取組に温度差がありますが、相談支援の充実というところで、地域自立支援協議会も入れていただいたらありがたいなと思っております。

三田座長

- ・ 各区ということも入れますか。

山内委員

- ・ そうですね。

三田座長

- ・ 各区で、ご家族のご相談なんかに当たっている方もいらっしゃるし。

山内委員

- ・ 担当者も意識していただけるように。子育て・教育が主ですが、障がいも含めて、全体としては各区の保健福祉課長が統括されていますので、やっぱり区という方がいいと思

います。

三田座長

- ・ ありがとうございます。意見としてということです。

芦田委員

- ・ 今の山内委員の意見に少し重なるところがあるのですが、障がい者の計画を担当させてもらって感じる場所ですが、子育てサポートや子育て支援というように、親御さんとして少ししんどいもの、家族としてしんどいものを抱えていられることが結構ありまして、単に子どもだけの支援ではなかなか解決しない、家族としてどう支援していくのが課題になっているケースがとても多いです。
- ・ 子どもが学校へ行きたくても、お母さんが昼夜逆転してしまっていて、一緒に夜寝られないようになって、朝学校に行けなくて、しんどいということで、行きたいのと言って泣いているようなことも聞いていて、どこに書いてもらった方がいいのか私もよくわからないのですが、そういう障がい児、まだ障がいがあるかもはっきりしない子どもを持たれて、という状況も踏まえて、家族をどう支援していくのかを含めた、子どもの支援かな、と思いますので、それを7ページの教育諸条件の整備に、子育てにかなり近いところになるのかもしれないですが、何か文言を入れていただけるように検討していただきたい。さっきの山内委員の話をもう少し拡大してもらうような形でもいいのかなと思います。

長谷川委員

- ・ 6ページの共に学び共に育ち合うの「ア」のところですが、地域の小学校に行っている間は割と地域での繋がりがありますが、ここに書かれているように、特別支援学校に就学すると、地域との繋がりが途切れがちになります。小中学校及び義務教育学校との関係が断たれることがないように取り組みますと書いていただいているのですが、具体的には、どのような取組をされているのかなと思ひまして。もし記載できるなら、具体的に書いていただいた方がわかりやすいのかなと思ひました。
- ・ あと、9ページの生涯学習の機会提供のところですが、図書館等社会教育施設や地域施設について、利用しやすくなるような整備と書かれていますが、利用するだけではなくて、例えば、平野区のクラフトパークのように、創作活動をするところがありますので、障がいのある方も、受け身では無くて、もう少し積極的に、いろいろな活動ができる場があればいいかなと思います。
- ・ 大人になると、なかなか余暇活動の機会がないということをよく聞きますので。例えば、市民学習センターで、市民向けの学習をされていますが、そこで障がいのある人も参加できるようなプログラムが実施されたいかなと思います。

- ・ これも意見ですが、放課後等デイサービスについて、放課後等デイサービスと児童発達支援だけではなく、大人のサービスの事業所も合わせて運営しているところがすごく増えていまして、選ぶ側が、放課後等デイサービスとして選ぶというより、大人の施設を持っているから、そこを利用しておいたら、大人になっても安泰だ、みたいな考えで選ばれるご家族が出てきています。
- ・ これもお母さん方々から聞いた意見ですが、卒業後の行き場所を確保する際に、学校の先生から、成人の施設を持っている放課後デイサービスを利用してくださいと言われた、と聞いたこともあります。
- ・ また、自立訓練と就労移行支援を合わせた4年間の支援を、学校タイプとあって、実施しているところがあるのですが、就労移行支援は2年間で、延長して3年間といったサービスですね。そこで2年間利用してしまうと、本当に就労移行支援が必要な時に、その方がサービスを受けられるのだろうかとか疑問に思うことがあります。
- ・ 今あるサービスはすごく多岐に渡っていて、良いサービスができているとは思いますが、利用者にとって的確に使えるようなサービスの組み立てになっているのかというところを、すごく不安に思っていますので、直接計画に関係ないですが、意見として出させていただきました。

三田座長

- ・ 最後に生々しい実態が出てきましたが、計画と直接関係がなくても、結構いろいろはらんでいるものがありまして、はっきり言って、もう食べ物だよね、というところがあるかなと思います。
- ・ 今の意見を、どこにどう反映させるかはお任せしたいと思います。全体を通して、何かお答えしたい方や言いたい方はお願いします。

小澤委員

- ・ 普通学校でも、中学生の授業などでも、理科の実験ができないとか、理科の先生がいなくてとかで自習をしている。私はこれを聞いたとき、障がい児の学校にはもっとしわ寄せが来るやろなというふうに思ったんです。小手先の問題ではなくて、先生の数も、とにかく減っている。そういう根本的なところから、てこ入れしないといけないと思っています。

三浦障がい福祉課長

- ・ 学齢期など、子どもの支援に関するところにつきましては、世帯を支える支援や、サービスをうまくまわしていくための地域で支える仕組み、生涯学習の課題につきましては、いただいたご意見を計画の中に落とし込んでいけるように検討していきたいと思っています。

三田座長

- ・ 議事がすべて終了したということで、事務局におかれましては、本日の意見を踏まえて検討を整理していただければと思います。

司会　＜事務連絡、閉会＞